

第五十八回 参議院建設委員會會議録第八号

昭和四十三年四月二日(火曜日)
午後一時二十九分開会

委員の異動

三月二十八日
内田 芳郎君
大森 久司君
山内 一郎君
瀬谷 英行君
補欠選任
谷村 貞治君
園田 清光君
堀本 宜実君
榑 繁夫君

三月二十九日
船田 謙君
谷村 貞治君
園田 清光君
堀本 宜実君
補欠選任
奥村 悦造君
内田 芳郎君
大森 久司君
山内 一郎君

四月一日
榑 繁夫君
浅井 亨君
補欠選任
瀬谷 英行君
鈴木 一弘君

出席者は左のとおり。

委員長 藤田 進君
理事 稀浦 鹿蔵君
委員 内田 芳郎君
山内 一郎君
石井 桂君
大森 久司君
小山邦太郎君
中津井 真君
村上 春蔵君
沢田 政治君
瀬谷 英行君

委員

高山 恒雄君
春日 正一君
保利 茂君
建設大臣
建設政務次官 飯谷 忠男君
建設大臣官房長 志村 清一君
建設省計画局長 川島 博君
建設省都市局長 竹内 藤男君

政府委員
建設政務次官 飯谷 忠男君
建設大臣官房長 志村 清一君
建設省計画局長 川島 博君
建設省都市局長 竹内 藤男君
事務局側
常任委員会専門員 中島 博君

本日の会議に付した案件
○理事の補欠互選の件
○都市再開発法案(第五十五回国会内閣提出)(継続案件)

○委員長(藤田進君) ただいまから、建設委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

三月二十八日、瀬谷英行君、内田芳郎君、大森久司君及び山内一郎君が委員を辞任され、その補欠として榑繁夫君、谷村貞治君、園田清光君及び堀本宜実君が選任され、翌二十九日、船田謙君、谷村貞治君、園田清光君及び堀本宜実君が委員を辞任され、その補欠として奥村悦造君、内田芳郎君、大森久司君及び山内一郎君が選任されました。また昨日、榑繁夫君及び浅井亨君が委員を辞任され、その補欠として瀬谷英行君及び鈴木一弘君が選任されました。

○委員長(藤田進君) 次に、理事の補欠互選についておはかりいたします。

先ほど報告いたしました委員異動に伴い、理事が二名欠員となっております。この際、その補欠互選を行ないたいと存じます。互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。それでは理事に内田芳郎君及び山内一郎君を指名いたします。

○委員長(藤田進君) 都市再開発法案を議題といたします。

本案につきましては、第五十五回国会において提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これよりその補足説明を聴取いたします。竹内都市局長。

○政府委員(竹内藤男君) ただいま議題となりました都市再開発法案につきまして、逐条的に御説明申し上げます。

第一条は、この法律の目的を定めたものであります。この法律は、市街地の計画的な再開発に關し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とをはかり、もって公共の福祉に寄与することを目的としたてております。

第二条は、この法律において使用されております特別の用語の定義を定めたものであります。

第一号では、市街地再開発事業について定めておりました。その内容は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とをはかるため、この法律で定めるところに従って行なわれる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に關する事業並びにこれに付帯する事業をいうものとしたてております。

第二号から第十三号までは、施行者、公共施設、施設建築物等この法律で用いるその他の特別な用語の定義を定めております。

第三条は、市街地再開発事業に關する都市計画を決定する場合における土地の区域の要件を定めたものであります。

第一号では、この法律の附則第十二条により改正いたしました建築基準法第五十九条の二第七項の規定により建築物の延べ面積の敷地面積に對する割合、すなわちいわゆる容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められた容積地区内にあることを要件としております。

第二号では、区域内の建築物の建築面積の三分の二以上が耐火建築物以外の建築物で平家建てまたは二階建てのものであることを要件としたてております。

第三号では、区域内に十分な公共施設がないこと、土地の利用が細分されていること等によつて、土地の利用状況が著しく不健全であることを要件としたてております。

第四号では、その区域内の土地の高度利用をはかることが、その都市の機能回復に著しく貢献することを要件としたてております。

以上の四つの要件をすべて満たす区域において、市街地再開発事業を施行することにいたしてあります。

第四条は、市街地再開発事業に關する都市計画を決定する場合における基準を定めたものであります。

第一号では、道路、公園等の施設に關してすでに都市計画が決定されている場合には、その都市計画に適合するように定めることを、第二号では、必要な公共施設を備えた良好な都市環境となるように定めることを、第三号では、建築物が健全な高度利用形態となるように定めることを、第四号では、高度利用形態に適合した適正な街区が形成

されるように定めることを、それぞれ規定いたしております。

第五条は、市街地再開発事業は、都市計画事業として施行することを定めたものであります。

第六条は、市街地再開発事業の施行者について定めたものであります。市街地再開発組合または地方公共団体のほか、住宅の建設とあわせて市街地再開発事業を施行する必要がある場合には、日本住宅公団が施行することができるとにいたしております。

第七条から第十条までは、組合を法人とすること、定款で定めるべき事項、組合の名称等について定めたものであります。

第十一条は、組合の設立には都道府県知事の認可を要することを、第十二条は、事業計画の内容を、第十三条は、事業計画について公共施設の管理者等の同意を要することを、それぞれ定めたものであります。

第十四条は、組合の設立について、施行地区となるべき区域内の宅地の所有者及び借地権者のそれぞれの三分の二以上の同意を必要とし、かつ、その同意をした者の宅地と借地の地積の合計が宅地と借地の総地積の合計の三分の二以上でなければならぬ旨を定めたものであります。

第十五条から第十九条は、借地権の申告、事業計画の縦覧、認可の基準、認可の公告等について定めたものであります。

第二十条は、施行地区内の宅地について所有権または借地権を有する者はすべて組合員となる旨を、第二十一条は、不動産賃貸業者、商店街振興組合等で定款で定められた者は参加組合員として組合員となる旨を、第二十二条は、組合員の変更に伴う権利義務の移転を、それぞれ定めたものであります。

第二十三条から第二十八条までは、役員、役員の資格、役員の任期、役員の職務等について定めたものであります。

第二十九条から第三十七条までは、総会の決議事項、総会の招集、総会の議事、総代会、総代、議

決権及び選挙権等について定めたものであります。

第三十八条は、定款または事業計画の変更の手續を定めたものであります。

第三十九条から第四十四条までは、賦課金の賦課徴収、参加組合員の負担金の納付、審査委員等について定めたものであります。

第四十五条から第五十条までの規定は、解散、清算人、決算報告等について定めたものであります。

第五十一条から第五十七条までは、地方公共団体が市街地再開発事業を施行しようとする場合の手續、事業計画の縦覧等について定めたものであります。

第五十八条及び第五十九条は、日本住宅公団が市街地再開発事業を施行しようとする場合の手續その他の事項について定めたものであります。

第六十条から第六十五条までは、測量及び調査のための土地の立ち入り、障害物の伐除及び土地の試験、土地の立ち入り等に伴う損失の補償等について定めたものであります。

第六十六条は、組合の設立認可の公告、事業計画の認可の公告等があつた後における施行地区内における建築行為等の制限について定めたものであります。

第六十七条は、施行地区内の関係権利者に事業の概要を周知させ、協力が得られるようにすべきことを定めたものであります。

第六十八条及び第六十九条は、土地調査及び物件調査の作成義務及び仮住居等のために必要な土地を施行地区外において使用できることを定めたものであります。

第七十条は、権利交換手續を開始する場合におけるその旨の登記について、第七十一条は組合の設立認可の公告等があつた日から一定の申し出期間における権利の交換を希望せず金銭の給付等を希望する旨の申し出等について、それぞれ定めたものであります。

第七十二条は、前条の申し出期間経過後、滞滞

なく権利交換計画を定めるべきこと、及びその際建設大臣または都道府県知事の認可を要すること

を定めたものであります。

第七十三条は、権利交換計画の内容を定めたものであります。

第一項では、権利交換計画の記載事項を定めておりまして、配置設計、施行地区内に宅地、借地権または建築物を有する者が有する宅地等とその価額、これらの者が有する宅地等に対応して与えられることとなる施設建築敷地の共有持分または施設建築物の一部等の明細及びその価額等の事項を定めることにいたしております。

第二項では、宅地、借地権または建築物に担保権等の登記がある場合における権利交換計画の定め方を、第三項では、登記のある借地権に関する請求権を保全するための仮登記がある場合における権利交換計画の定め方を、第四項では宅地または建築物に関する権利について争いがある場合における権利交換計画の定め方を、それぞれ規定いたしております。

第七十四条から第八十二条までは、権利交換計画の決定の基準を規定いたしておりますが、第七十四条は一般的、抽象的な基準として、災害を防止し、衛生を向上し、その他居住条件を改善することともに建築物及び土地の合理的利用をはかり、かつ、関係権利者間の利害の公平に十分の考慮を払つて定めることにいたしております。

第七十五条及び第七十六条は、施設建築敷地の決定の基準を規定したものであります。まず第七十五条では、一個の施設建築物の敷地は一筆の土地となるものとして定め、かつ、施設建築敷地には施設建築物のための地上権が設定されるものとして定めることにいたしております。

次に第七十六条では、施行地区内に宅地を有する者に対しては、施設建築敷地の所有権が与えられるように定め、その者が二人以上あるときは、これらの者の共有に属することにいたしております。

第七十七条及び第七十八条は、施設建築物の一

部等の決定の基準を規定したものであります。ここで施設建築物の一部等とは、第二条第九号に規定いたしておりますように、施設建築物の一部とその施設建築物のための地上権の共有持分をいふものであります。

まず第七十七条では、原則として、施行地区内に借地権または建築物を有する者に対しては、施設建築物の一部等が与えられるように定めることとし、その際、従前の面積、環境、利用状況等と新たに与えられる施設建築物の一部の面積、環境等を勘案して、権利者相互間に不均衡が生じないよう、かつ、従前の価額と新たに与えられるものの価額との間に著しい差額が生じないように定めることにいたしております。また、宅地の所有者に対しては、地上権が設定されることによる損失の補償として施設建築物の一部等が与えられるように定めることにいたしております。なお、以上によつて与えられる施設建築物の一部等以外の部分は、施行者に帰属するように定めることにいたしております。

次に第七十八条では、原則として、借家権者に対しては、その家主に与えられる施設建築物の一部について借家権が与えられるように定めることにいたしておりますが、家主が権利の交換を希望しない場合には、前条の規定により施行者に帰属することとなる施設建築物の一部について借家権が与えられるように定めることにいたしております。

第七十九条は、床面積が過小となる施設建築物の一部の処理方法について定めたものであります。

時点はいずれも第七十一条の申出期間を経過した日としたしております。

第八十二条は、公共施設用地の帰属について定めたものであります。

第八十三条は、権利交換計画の縦覧手続を、第八十四条は、審査委員または市街地再開発審査会の議を経て権利交換計画を定めるべきことを、それぞれ定めて関係権利者の権利保護をはかるほか、第八十五条では、縦覧の際権利交換計画に定められた従前の価額について意見書を提出し、その意見書を採択しない旨の通知を受けた者は、収用委員会にその価額の裁決を申請することができるといたしました。

第八十六条は、権利交換計画の認可を受けた旨を関係権利者に通知すべきことを、第八十七条及び第八十八条は権利交換期日において権利交換計画の定めるところに従い権利が交換することを、第八十九条は従前の宅地等に担保権等の登記がある場合におけるその登記にかかる権利が新たに与えられる権利の上に移行することを、第九十条は権利交換に伴って必要となる登記について、それぞれ定めたものであります。

第九十一条から第九十四条までは、従前の関係権利者で権利交換期日において権利を失う者に対する補償金等の支払い、補償金等の供託、差押えまたは仮差押えがある場合における補償金の払い渡し等について定めたものであります。

第九十五条から第九十七条までは、市街地再開発事業に関する工事のため従前の関係権利者に土地明け渡しを求める手続等を定めたものであります。また、権利交換期日から明け渡しの期限までの間における占有の継続、土地の明け渡し及びこれに伴う通常損失の補償について規定いたしました。

第九十八条及び第九十九条は、明け渡しの期限までに明け渡しの義務を履行しない場合における明け渡し等の代行及び代執行並びにその費用の徴収について定めたものであります。

第一百条から第九十九条までは、建築工事完了の

公告、施設建築物の登記、施設建築物の一部等を取得するように定められた者とそこに借家権を取得するように定められた者との間における借家条件の協議及び裁定、施設建築物の一部等の価額の確定、清算、市街地再開発事業により施行者が取得した施設建築物の一部等の管理処分等について定めたものであります。

第一百十条は、組合が権利の変動について関係権利者の全員の同意を得た場合における権利交換手続の特則を定めたものであります。

第一百十一条は、施行者が地方公共団体又は公団である場合において特別の事情があるときは、施設建築物に地上権が設定されないものとして権利交換計画を定めることができることを定めたものであります。

第一百十二条から第一百八条までは、組合の事業の現況等により、組合の事業の継続が困難となるおそれがある場合で監督処分によつては組合の事業の遂行の確保をはかることができないときにおける地方公共団体による事業代行の制度を定めたものであります。また、事業代行開始の手続、事業代行者、事業代行の効果等を規定いたしました。

第一百九条は、市街地再開発事業に要する費用は、施行者が負担することを定めたものであります。

第一百十条は、日本住宅公団が施行する市街地再開発事業により利益を受ける地方公共団体に対し、同公団が費用の一部の負担を求めることができるものとするとともに、その手続について定めたものであります。

第一百十一条は、施行者が市街地再開発事業によつて、整備される重要な公共施設の管理者に対し、その整備に要する費用の負担を求めることができるものとし、その手続について定めたものであります。

第一百十二条は、地方公共団体が市街地再開発組合に対して費用の一部を補助することができる旨、及び国がその地方公共団体または事業施行者である地方公共団体に対して費用の一部を補助する

ことができる旨を定めたものであります。

第一百十三条は、国及び地方公共団体は施行者に対して資金の融通等の援助につとめるべきことを定めたものであります。

第一百十四条は、地方公共団体の補助にかかる施設建築物に対する固定資産税については、公益上の理由により不均一の課税をすることができるとを定めたものであります。

第一百十五条から第一百七条までは、市街地再開発組合及び市街地再開発事業の施行者である地方公共団体に対する監督措置について定めたものであります。

第一百八条から第一百三十条までは、施行者がした処分に対する不服申し立て及び技術援助の請求について定めたものであります。

第一百三十一条は、事業施行中に関係権利者の変更があった場合における従前の関係権利者がした手続等、あるいは従前の関係権利者に対してなされた処分、手続等の効力について定めたものであります。

第一百三十二条は、施行者に対し、土地所有者に代位して土地の分割または合併の手続を行なう権限を与え、及びその義務を課したものであります。

第一百三十三条は、施行地区内の土地及び建物について、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる旨を規定いたしました。

第一百三十四条は、建物の区分所有等に関する法律の特例として、施行者が建設大臣または都道府県知事の認可を受けて、区分所有者相互間の管理規約を定めることができる旨を規定いたしました。

第一百三十五条から第一百三十七条までは、関係簿書の備えつけ義務及びその閲覧請求権、書類の送付にかかわる公告、意見書等の提出の期間の計算等について定めたものであります。

第一百三十八条は、地方自治法上の指定都市においては、都道府県知事の権限に属する市街地再開発事業に関する事務を、指定都市の長に行なわせることを定めたものであります。

第一百三十九条は、この法律の実施のため必要な事項を政令に委任したものであります。

第一百四十条から第四百八条までは、所要の罰則について規定したものであります。

附則第一条は、この法律の施行時期を公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日からすること、及び附則第十五条の規定による租税特別措置法の一部改正の規定の施行期日を定めたものであります。

附則第二条から附則第二十三条までは、公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律及び防災建築物造成法の廃止、建築基準法の一部改正、租税特別措置法の一部改正等、この法律の制定に伴い必要となる措置を定めたものであります。

以上であります。

○委員長(藤田進君) これより質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○石井桂君 まず第一に、次の機会に質疑をする必要がありまして、資料の提出をお願いいたします。

それは、建築関係の国会に上程せられた法律の名前と提案理由、簡単なものをつけて、今日から十年間さかのぼってひとつづつ表にして出していただきたい。それが一つ。

それから二番目は、建設、通産、労働各省の局長名で出された告示、通達等で、建築、労務及び契約についてのものが、わかっているだけでいいですから、集めて出してください。これが二番目です。いずれもそれはいまから十年ばかりの間さかのぼったものです。

それから三番目は、建築審議会の議事録がただけは出していただきたい。

それから四番目は、建築基準法に基づく容積地区がいろいろ規定されております。で、東京都で二十三区別に敷地面積と容積地区のつまり比較表、三多摩地方にあればそれもつけていただければけ

こうです。その四つを次の、もしできないものがあればできないと言ってください、それでよろしくございませう。

○政府委員(志村清一君) ただいまお申し越しの資料につきましては、できるだけつくりまして間に合わせたいと思つて、ただ、審議会の議事録等につきましては、原則として非公開でやつておりました。これは先生方個々のお名前が入った記録でございますので、この辺はさらに検討させていただきますので、御提出できないかと存じますので、よろしく御配慮願ひたいと思ひます。

○石井桂君 提出できない事情にあるものはやむを得ませんが、できるだけ要求をいれるように、もしできましたら、できたらこの次の委員会ですれを資料に質問したいものですから、私のところへお届け願ひたいと思ひます。

それでは、今日の議題の、都市再開発法の内容について、二、三お伺いしたいと思つたのですが、まず第一に、その都市再開発法というものは、字引を引いても出てこない。それで、この法律案の定義の中にもない。ないけれども、何となくこういうものだといふことはまあ感じておるのですが、どうもこの法律の都市再開発法に盛り込まれてはいる再開発の意味と、われわれが感じておる都市の再開発の意味は、非常に違つておるよう思ふのです。そこで、都市再開発法といふことばの定義がありませんから、当局ではどういふふうな考えでこの法律を立法されたか、根本的な質問ですが、ちよつとお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(竹内藤男君) おっしゃられますように、都市再開発法といふことは、いろいろ使われておりますが、人によりまして内容が若干違ひ、あるいはイメージが違ひといふことがございませうが、私どもとしては、都市の構築といふのは都市計画に従つてつくるべきで、その場合に既成市街地におきましては、そこにいろんな過密現象といわれるような状況がございしますので、まず

公共施設につきましては、適正な配置規模の道路、公園、広場といふような公共施設を備えた良好な都市環境をつくり出すと同時に、都市計画上のその地区にふさわしい高さなり、用途構成なり、あるいは有効空地を備えたような健全な建築物をつくり出して、健全な市街地にするといふことを、われわれといたしましては都市の再開発といふふうに考えておるわけでございまして、この法律におきましては、先生御指摘のように、あとで市街地再開発事業といふのが出ておきます。そういうような市街地再開発事業をいたしますことによつて、事業を施行することによつて、ただいま申し上げましたような、公共施設と建築物が一体になつた健全な市街地をつくり出していききたい。

○石井桂君 従来からある都市計画で町づくりをやつていつて、そしてその結果——都市計画法といふのは大正八年です。すいぶん古いことですが、四十七、八年前です。ずっとやつてきて、一生懸命やつておるんですけれども、東京都はともかくにもならぬ都市になつてしまつた。だからこれをもう少し経済活動なり、われわれ住む人のほんとうに安んじて住める安住の町につくりかえたいといふ大きなものが都市再開発であるので、少しぐらい手を加えておるような改造ができないんじやないか。むしろそれならば、都市計画事業をしっかりとやらせてもらへば非常にいいんじゃないかと、こういう気がするんですが、都市再開発法といふもののねらいと、都市計画法のねらいと、どこが違ひますか。

○政府委員(竹内藤男君) 都市計画法と都市再開発法は、最終的なねらいはどちらも健全な都市をつくり出していくことにあると思ひます。都市計画法は、いわば総合計画、それを実行いたしますためのいろいろな事業なり、規制なりといふものをきめておきますけれども、都市再開発法は、主として都市再開発をどういふ地区で行なうか、市街地

再開発事業をどういふ地区で行なうか、それから市街地再開発事業につきましてのやり方、それに伴います各種の手続あるいは費用負担といふような一つの手法を、再開発法では主として規定しております。こういう関係でございませう。

○石井桂君 四十七、八年も使われた都市計画法を今度改めるわけですが、それでさんさん使ひ古して、ものにたとえたらさんさん使ひ古してどっかいんだで、そのいんだできたところだけを修理するやうなものが都市再開発法だとすると、われわれが期待したものよりも非常に遠いものになるんですね、その程度のものでしょうか。

○政府委員(竹内藤男君) もちろん、都市再開発事業をやつてまいります場合に前提になりますのは、都市計画でございまして、現在施行されております都市計画がもちろん完全なものでございせんし、いろんな点で不備があるといふことはわかります。したがひまして、都市につきましてはやはり都市計画を再検討して、りっぱな都市計画のもとに再開発事業をやつていくといふ考え方をせざるを得ないんじゃないかと、私はそう考えております。

○石井桂君 もう一つ、しつこいですが、つまり都市計画法といふだけではどうも足りないところがあるんで、これをつくらなきゃいけないといふことになつたのでしょうか。それとも、二つあればもう十分効力があるといふことで、つまり都市計画法が完全であれば、それだけでもいいように思ふのだけれども、足りないところがあるから、さらに都市再開発法をつくらう、こういうことであるのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(竹内藤男君) 都市計画法におきましては、土地利用計画、それから公共施設の整備計画、それともう一つ、市街地の各種の開発事業といふものの施行について都市計画法にきめておられますけれども、そのうちの市街地開発事業、これは区画整理事業とか、あるいは住宅地の開発事業といふような、いわば面的な開発事業につきましては、都市計画法に全部それを包含せしめるとい

うことも、一つの考え方でございますけれども、それぞれの事業の手法につきましては——都市計画法におきましては、手続とか計画の内容をきめておられますけれども、それぞれの事業の手法につきましては、各単行法に譲つておるわけでございませう。したがひまして、土地区画整理法とか、新住宅市街地開発法と並べまして、都市再開発法といふのは、一つの事業の手法をきめる法律として、都市計画法との関係はそういうふうな御理解願ひたいと思ひます。

○石井桂君 わかりました。それでは先へ進めまして、この再開発法案の三条に、再開発事業がと書いて——三条を讀みますと、事業が市街地のどこでもまんべんなく行なわれ、そして——まあ読んだ感じがすね、耐火構造の家ばかりになるやうな印象を与えておるわけですね。それはなぜかといふと、その三条の第一号にそういうことを思はせるやうなことが書いてあります。それは最後のほうに、「容積率区域内にあること」と、こゝろのところが一つ。それから二号のほうに、まあ一かまたりの街路をにらんで、そしてその三分の二以上が耐火構造でないやうな、そういうことを二つあわせて考えると、そうすると大体のところはそういう気がするので、そうすると、東京じゅうどこでも再開発事業が起る印象を与へる。そこで今度は都内の無数の建築大工が自分の生活を奪われてしまふのじゃないかと、こゝろが起るやうな気がするわけですね、そういうことが起るやうな気がするわけですね、それをひとつしつていただきたいと思います。

○政府委員(竹内藤男君) 三条は、市街地再開発事業をどういふやうな地区で行なうか、つまり、どんなやうなところで市街地再開発事業はできるといふのは、市街地再開発事業の公共性がございませんで、こゝろのやうな地区で行なうといふことで三条をきめてありまして、一号はまあいわばその特に高度利用をはかるべき地区と、こゝろのやうな意味であらうかと思ひます。そういうやうな地区におきまして、まあ建築物が大体木造

で、低い建物で、十分高度利用がはかられていないものを、三号にまいりまして、しかもその土地の利用状況が著しく不健全である、しかもそういうところで再開発事業を行なうことが、都市機能の回復にとって著しく貢献する、こういうような要件の四つをそろえたそういう場所に、市街地再開発事業という非常に公益性の高い事業ができるということを規定いたしております。したがって、これは事業がこういうところでやれるというものでございまして、こういう地域は全部耐火建築にしないかぬ、こういう規定ではございませぬ。

○石井桂君 あなたの御説明はわかるのですがね。しかし、たとえば大工さんにかわって私が考へるとすると、東京都内はみんな容積地区が一ぱい指定されているのです。これが一つね。それから、木造で、平屋か、二階建のもので、三分の二を占めているというところは、もうほとんど全部なんですよ。そうすると、東京じゅう全部とにかく都市再開発事業をやる適地が候補地があるという、そうすると、そこで仕事を大工さんには、それはたまらぬ、仕事を取られてしまふのではないかと、私個人は違つた意見を持っています。それが、そういう心配をしているのです。そこで都市再開発事業というものは、いわゆる住居地区でない業務地区で、どうしても能率をよくするために高くするとか、そうしてしかも他人に迷惑を及ぼさないというところを区域的に広いところから拾つて、一番都市の弱点であるところを改造して仕事をすると、住居地域なんか手を入れて木造がいっぱいあるからといってみんなかたっぱしから耐火構造にするというのじゃないというのなら、はつきりわかるのです。私も、実は東京都の盛り場あたりに行つて見ると、ほとんど木造で、高いビルがところどころに建っている、ここは改造したらいいだろうと思うところがかなりあるのです。そういうところをまず都市再開発の候補地にするのはいいけれども、この書き方だつたら——あなたの御主張はよくわかるのです、私

はわかるのです。わかるけれども、今度は大工さんや何かになると、これを読んでも、どこでも都市再開発事業の候補地になるんだから、みんな仕事がなくなくなるんだといって心配しているわけですね。それで私のところにずいぶん陳情がくるから、そうじゃありませんと、都内でいへば渋谷とか池袋だとか、あの近所の、あの周辺地でございまして家が建っている木造を改造して、そして上には住宅があるでしようが、業務地を主としてやるのがまず常識でしやうとすると、安心して帰って行くのですがね。御答弁はもう先ほどしていただいたからいいですけれども、そういう誤解を解くのに、大工さんが心配するような事態が起らないんだと、こう言つていただければいいのですよ。

○政府委員(竹内藤男君) 第三条の第十一号は、実は附則の十二条に建築基準法の一部改正、そのとところで五十九条の二第七項というのを追加しているのです。それを読みますと、「必要な商業地、業務地その他の市街地で都市計画に上特土地の高度利用を図る必要がある」、こういつておられますので、一号はその容積地区をひびつてきておりますので、一般の容積地区じゃない特別の容積地区、こういうことでございませう。

○石井桂君 それではその同じ条文ですがね。第三号の中に「当該区域内に十分な公共施設がないこと」という条件があるんですが、この意味がよくわからないんだけれども、「十分な公共施設」とは何ですか。

○政府委員(竹内藤男君) たとえば非常に道路の面積が狭いとか、道路の交通がうまくいかないとか、あるいは公園、緑地が少ないとか、あるいは駐車場、駐車地が少ないとか、そういうような意味でございませう。

○石井桂君 それでは、その次に第四条に関するところですけれども、何か四号を読みますと、「前条の都市計画は、次の各号に規定するところに従つて決定しなければならぬ。」と書いてあつて、一号が「道路、公園、下水道その他の施設に

関して都市計画が決定されている場合において、その都市計画に適合するように定めること」と、これを普通ならだかに読みますと、前に都市計画であつても完全なものができてない。それで今度は都市再開発をしてもっと完全なものにしようと思つたら——逆に前のあまりうまくないような都市計画、そう言うところがあるかもしれないけれども、それに盲従しろ、こういうふうにも読めないことはないんです。意地悪く読めば、都市計画を、だからそういうふうじゃ困るので、都市計画とか、都市再開発法とか、建築基準法とかというものは、指導精神をまず持つていなければいかぬと思ふのです。これは悪いから将来はこういういい方針をやつてもいいのだという指導性が発揮されたいのじゃないかと思ふたやさきに、これを読むと逆に読めるものだから、その真意はどういうふうに読んだらいいのですか。

○政府委員(竹内藤男君) たとえば東京都内でも現在は十二メートルぐらいしか街路がない、計画決定としては四十メートルの幅員があるというところでも、もし都市計画をやるというたしますと、現在の十二メートルに合わせて再開発をやるのではなくて、新しい現在都市計画で定まっている四十メートルの幅員に合わせて開発をやる。それは下水と公園についても同じことで、先生おっしゃいますように、確かに既成の都市計画が非常に不十分で不備な都市計画をもとにいたしますと、おっしゃられるようなことが出てまいります。その場合は先に都市計画を直して、そして市街地再開発の都市計画の決定をする。実際上のやり方としてはそう進まなければいけません。こういうふうに私は考えます。

○石井桂君 東京都下でマンモス団地がずいぶんできるのです。たとえば久留米だとかあつちのほりに大きな団地が、何十戸という大きな団地ができます。そうすると、もとの町なり市が小さい市なんです。そのもとの都市計画による道路というものは狭いわけですね。団地の中だけが猛烈に

でかくて、そして今度はもとの人口はマンモス団地の二分の一か三分の一しかないでしやう。そういうところの都市計画に合わせてやるのですか。それとももとの都市計画を改めてこれとマッチするものをつくるのか。どっちなんですか。

○政府委員(竹内藤男君) 実際にはやっておりますのは非常に大きな団地等の場合にはその団地の中の都市計画、それからそれに関連します、接続いたします道路等の都市計画というものはきめまますけれども、すでに既存市街地と申しますか、従来の町がございましてところまで都市計画として直さないでやる場合もあるかと思ひます。まあそれは実際にはそういうことはあるかと思ひますけれども、やはり接続しますような道路、あるいはそれと関連しますような道路網というふうなもの、本来であればやはり変更して、それに基づいて団地計画も都市計画するというのがほんとうの姿だと思ひます。実際の場合には、そこまでやらないでやっている例もあるかと思ひます。

○石井桂君 これは参考までにお聞きしておきたいのですが、いまのようなマンモス団地は、たとへもその町が小さくてマンモス団地の非常に大きなものであつても、それは都市再開発法による事業でなく、別の都市計画事業ですか。

○政府委員(竹内藤男君) マンモス団地は二つございまして、一つは区画整理のやり方でやつていくところが一つございませう。もう一つは新住宅市街地開発法というのがある、住宅地開発事業でやつていくものと二通りあります。

○石井桂君 もう少しですが、それでは次に四号の第三号にある規定がどうもよくわからないのですが、「建築物の整備に関する計画は、市街地の空間の有効な利用」、これはよくわかりませう。「建築物相互間の解放性の確保」というのは何ですかね。「解放性の確保」、人民の解放とか何とかいうことはわかるけれども、空間地の解放というのとは……。

○政府委員(竹内藤男君) これは建築物が数棟建つ場合を考えますと、その間に適当な距離なりあき

いて、直すべきところは直してひとつやっつけていき
たい、こういうふうに考えております。

○沢田政治 都市再開発法案についてお聞きす
るわけですが、実は、私最初、建設委員
をやっていますが、実はきょう三十分ほど前にこ
れを出して読んだわけで、内容については非常に
詳しくありません。したがって、理解のないまま
にお聞きするので、非常に珍問、愚問が混入する
と思いますが、きょうは質問ということじゃなし
に、質問かつ問うということなしに、主として勉
強のために聞きたいと思っております。

法案の内容というよりも、それもそうですが、
それより前に、建設省で一つの官庁の機構とい
いますか、行政の姿勢といいますが、こういうもの
もやはり熟知する必要があると思っております。若
干私疑問に思っている点をお尋ねしたいと思いま
す。建設省に建設専門委員というものがあろう
ですが、これは何をやっていくのですか。詳しく
わかりませんけれどもどういふことをやっていま
すか。

○政府委員(志村清一君) 建設省の専門委員は、
専門の事項を調査審議していただくために置いて
あるものでございまして、非常勤の職員でござい
ます。ただいま、たとえば万博におきまして日本
庭園を設計するということが出ております。そう
いった設計に関する調査審議のために、大学の先
生なども七人ほどお願いしてございしますが、そう
いった例が多いわけでございします。

○沢田政治 まあこれは誤解があるかも知れ
ませんが、ある新聞によりますと、ほとんど自民
党の衆議院等の落選議員が非常に多い、こういう
ことが言われておるわけでありまして、少なくとも
やはり国民の官庁ですから、何か自民党の選挙対
策のように、そういう印象を、ないとしてもそう
いう印象を与えることだけでも、これは非常に重
要なことだと思ふのです。たとえば自民党の前
回の衆議院を落選した人が五名とか秘書が一名と
か、しかも昭和二十七年以来、この専門委員とい
うものに大臣のほうから全然諮問したこともない

と、何もやっておらぬと、大体これに顔出さぬの
も非常に多いと、こういうふうに言われておるわ
けですが、一体そうなるか、何のためにこういう
専門委員というものを設けるかと疑いたくはない
けれども、何か選挙に利用させるというふうな印
象を強く与えると思ふのです。特にほくは、こ
の何というか建設行政の公益行政ですか、非常に
国民が疑惑を持つておるわけですね、いい意味で
も悪い意味でもですね。こういう要らぬようなこ
ういふ制度であるならば、非常勤で無給だからと
言われればそれで済みますが、少なくともやっぱ
り疑惑を持たれるようなものはおやめになったほ
うがいいのじゃないかと思ふのですけれども、大
臣どうですか。

○国務大臣(保利茂君) 昭和二十七年から専門委
員の方を委嘱いたしておるようでございます。実
は昨昨年十一月に就任しまして私が委嘱いたした
方が二人あります。それは、内務省史の編纂を
政府部内でいたしたいと。旧内務省が、関係の建
設省、厚生省、労働省等に分かれておる。そこ
で、建設省に長くつとめておった適當のお方が一
人あるというので、それじゃその方をひとつ専門
委員に御委嘱してやっていただいたらどうだろ
うかというので一人、それからもう一人は建設大
学校長をしておられた上條という方です。いま当
面建設行政を推進してまいりますのに、特にこの
技能労働者の不足というものは非常に急を告げて
きておる。そういうことで特段のこれはひとつ研
究を促進をしなければいかぬじゃないだろうか、
たまたまこういう方がつこういふ方ではないかとい
うことで御委嘱をいたしておる。なるほど、それぞ
れの方々について時の建設大臣がどういふ必要を
感じてこれらの方々を御委嘱せられておったか、
つまびらかにいたしませんけれども、私は基本的
にこの専門委員を積極的に利用したいと願ひ
ますのは、御承知のように日本の官庁組織とい
いますか、公務員の優秀性というものは、これは世
界に誇り得る優秀な公務員だと思ひます。それだ
けに、非常に行政上注意を要しますことは、庶民

といひますか、大衆の行政、政治に対する期待と
いふものは、非常に優秀な人たちが考えられるこ
ととちがはぐに異なるおそれがあるのではないかと
いふことが、私は基本的な行政、政治の上で抱いて
おる心配ごとの一つであります。何をいたすにい
たしまして、たとえばいろいろな公共事業をす
る、あるいはダム建設をやる。地元の情勢、民
心がどうであるとかそういうふうなことにについて
は、一体、そのいわゆる役人の目で見れば庶民の
目で、感覚でとらえて、そうしてやっぱりするべ
きならやるべき、いやそうでないならそうでない
というようにこれを利用していくことに価値があ
るのじゃないか。これはもちろん人々の問題でござ
います。私はそういういとまがございせん。その
で、個々の方々に私自身がまだ特段の御委嘱をい
たしているようなことはございせんけれども、
しかしさき申しました二人の方は、そういうよう
なことで私が御委嘱をいたしておる。しかし、
せっかく委嘱しておりますから、それぞれの方々
の、私の見ますところからいまして、大いにその
特色を發揮していただいて、とにかく国民と行政
がちがはぐにならぬように、血の通った行政が行
なれるようにするために、私は非常に大事な
存在じゃないか。これはもう要するに運用の問題
で、ただ飾りつばなしでいておくならば必要ない
というふうに感じますが、そういうふうな行政と
国民のつながりというものを、できるだけ円滑に
はかっているという上からいけば、なくしてしま
うというふうなこともないじゃないか。むしろ活用す
べきじゃないか、そういうふうなことを考えておりま
す。

○沢田政治 いま大臣から聞く限りでは、非常
にりっぱな高邁な考え方だと思ふのです。行政
と国民の介添え役になれば、民意を反映させると
いふことになれば、ところが、現実にはそういう
必要性があるのかどうか。必要性があるのだった
ら昭和二十七年の規程以来、これを設けてから何
回も開いたと思ふのです。まだ一度も会議が開か

れないし、具体的な諮問、こういうものを検討し
てくれというところも一つもないのですよ。しか
も、ほくが先ほど言ったように、その内容を見ま
すと、前議員が五人、それからこの前の衆議院の
選挙で立候補して落選した者ですね、新しく立候
補して落選した者とか、あるいはまた六月の参院
選挙に立候補者定着者ですね。さらにまた参議院の
立候補者をねらったが公認を得られぬ者。さらに
は落選した落選議員、こうなっているわけでは
ない一人あるけれどもね。こういう顔ぶれを見た
ならば、ほくは落選議員が国民の代表じゃないと
か、民意を反映できないとか、そういうことは言
いませぬけれども、何か意図的に肩書きをつけ
て、そうしておればもう建設省の専門委員をや
っているのだと、こういう充り込みでやはり選挙を
有利にしようというふうな、何か一つの意図があ
るように私としては感じられてならないのです
よ。特に土木建築の仕事というのは、非常に一般
選挙民に対しても利益誘導的になりやすい可能性
を持つておるわけですよ。事実かどうかわかりま
せんけれども、道路と橋で、おれがやったとい
うことだけで当選しているあつぱれな人もあるそ
うですから、したがって、意図はよくわかります
よ。まあ民意を行政に反映させる。だけれども、
全然一回も開かれておらぬ。しかも委嘱する内容
はみんな政治に色気のある人だと、こういうこと
になったらば、国民の行政機関をある一党の政治
的な立場で利用しておるようになつてしまふよ
うな要素がその中にあると思ふのですが、これ
はどうですかね。

○国務大臣(保利茂君) 全部が全部そうであ
れば、これは何も言うところはないと思ひます。それ
から、私が承知しておるところでは、この専門委員
というものは合議体の諮問機関ではない。したが
って特定の人についていふことをお願いします、こ
ういふことをひとつ見てくださいませんか、というよ
うなことを、それぞれ特定の人に、おそらく各局で
はそれは利用してはいるでしょうが、私はまだ、正
直に申しますけれども、先ほどのお二人の方以外

の方については、特命的な御諮問をいたしておりませんが、しかし、役所としてはそれをやってくれていることだろうと思ふのですけれども、しかし専門委員は——私も、農林省の顧問だか農林大臣の顧問だか何だか、そういうものをいいたおつたわけですから——それは落選しておるようでございしますが、別に会議を開かれたようにも思ふないのですが、この場合は、私は、したがって合議体では一緒になって、一緒に会議を開いて、諮問して悪いことはございせんではないけれども、本来はやはり個々別々の機能を持つていただけたら、私はそういうふうには悪うございすけれども、運営をしてまいりたいと、こういうふうには考へておるわけではございす。

議員ばかりではないのでございまして、建設問題のベテランは、これは野党でもこういう人はあると思ふのですけれども、結果的にこうなったのかどうかしらぬけれども、そういう誤解を招く印象は強いと思ふので、これは留意をしていただきたいと思ふのです。

それと今度いふ議題となつておる都市再開発法、都市計画法、やはりこの前提になるのが何といても土地、宅地を含めて土地、建物ですね。土地が前提になる。土地に始まつて土地に終わると思ふ。そういうことから、やはりこういう法律をつくつたら土地がほとんど再開発されるということではないと思ふ。ひとり法律が動いていって都市の環境が非常に整備されるというところは、役所のほうでも考へておらぬと思ふ。いろいろな障害があると思ふ。なかなか一番大きな問題は、地価の問題だと思ふのです。したがって非常に抽象的な言い方だと思ふのですけれども、土地というものは一体、初歩的な聞き方でありますけれども、重要なものだと思ふので、行政の府のある人の考へ方は、商品であるのか、あるいはまた特殊な商品であるのか、あるいは公共性、土地は売るものではない、商品ではない、利用するところにある価値があるのだ、こういうところの前提に立つのか。過去三代の大臣もいろいろな言い方をして行政の表面には出しておられますけれども、この点に對する理解というものを、ちよつとお示しを願ひたいと思ふのですね。

のエネルギーが集中してまいつておる地帯におけるその土地というものは、なるほど私有財産の對象である、私有財産である。しかし、その私有財産というものは、全体の国もしくは国民のために利用せらるべき私有財産であるという私は考へをとるべきではないだろうか。そうとていたかかないと、とにかく土地のさまざまな利用計画等立てまして、いやおれのものだからおれが自由にするんだと、こういうことでは、今日の日本の経済ないしは国民生活を安定させていくということは困難であらうと思ふので、そういう意味においてはまあそれは商品と言われようと、商品でないと言われようと、それは人さまざま御自由だと思ひますけれども、私はまあとにかく公共性の非常に高い、そして公共のために大いに利用してもらわなければならぬ私有財産の對象である、そういうふうには考へております。

○沢田政治君 この問題については、これ以上押し問答しませんが、やはりこの額を見たら、相当誤解を招く面もあるわけではす。やはり行政的な立場から、専門的な立場からお聞きしたいといふこともあるわけではす。制度があるなしにかかわらず、そういう必要性はわかりますけれども、額を見ますと何か痛く腹が痛くない腹かわかりませんが、こういう点はやはり留意すべきだと思ふのです。これはたとえば自民党の前

○国務大臣(保利茂君) これはどうなんでしょうかね、沢田さん。お互いの考へ方だろうと思ふので、土地が商品であるとか商品でないとか、どちらにしても憲法上保障されることのある私有財産の財政権の對象となるものであるといふことだけは間違ひのないことではございまいしょう。しかし、その財産権である私有財産であるからといって、それは地域によります。山の中の土地をどう使われようと、それはだれもその地域の公共性をそこなうといふことさえなければよろしゅうございまいしょうけれども、しかし、こうとにかく国民

○沢田政治君 ええ、そういうことでは、三十九年から東京、大阪にそういう準備作業をやっているわけではす。それは

○国務大臣(保利茂君) 折小野議員さんの地価の公示制をとるかという点について、

○国務大臣(保利茂君) 三十九年から東京、大阪にそういう準備作業をやっているわけではす。それは

○国務大臣(保利茂君) 三十九年から東京、大阪にそういう準備作業をやっているわけではす。それは

○国務大臣(保利茂君) 三十九年から東京、大阪にそういう準備作業をやっているわけではす。それは

○国務大臣(保利茂君) 三十九年から東京、大阪にそういう準備作業をやっているわけではす。それは

んでは、需要と供給の関係からいって、地価というものは絶対下がることはないのです。下がらぬのです。このままです。だから何か地価を抑制する一つの方法をとらなくちゃならぬというところで、いろいろな、税制の問題いろいろたくさん出ておるようでありませうけれども、たとえばイギリスなんかではやはり、開発利益というものを吸収しているわけですね。そういうふうにごんごん開発効果によって土地の価値というものが上がってきた場合、地価が上がった場合、イギリスの場合は去年からですか、四〇%ですか、売却した場合それを取るわけですが、イタリアも若干やっておるようですが、そういうふうにはやはり、土地というものは、値上がりをおって温存してももうけにならない、こういう点をばくちやばり、抜本的に制度として明確にとるべきだと思ふのです。これは反対も強いかも知れませんが、抵抗が多いかも知れませんが、そうしなければばくちやばり、地価の抑制というものは、永久にとめることはできないと思ふ。そういう方法をとる気があります。

○国務大臣(保利茂吉) 問題の都市再開発法にしまして、都市計画法にしまして、問題の焦点はそこだと思ふのです。考えなければならぬ問題の焦点はそこじゃないか。たとえば下水道、道路、続いて住宅地帯としてたいへんよくなったからそこが値上がりする、まだこれならいいと思ふのですが、そうでなしに、だんだん値上がりするものですから、畑の一軒家みたいな、道路もなければ下水道もない、電気もつかないというところ、そこにわあわあ来て、どうにも手のつけようのない市街地が形成されつつあるというのが、現在の状態であらうと思ふのです。ですから、この状態をもう少しだがおやりになつても、ほうっておくわけにいかぬことはわかり切っておるわけですから、何とかひとつ皆さんの衆知を集めていただいで、これの改善をはかつていかなきゃならぬ。それにはやはり土地の利用計画というものを、持たせて、そうしていまお話にありますような開発利益

等の取り扱いにしまして、結局、都市計画法や再開発法でダイレクトに地価の問題に処するわけにはまいりませんので、どうしてもこれに見合った補完的といいますか、誘導的な前提を考へてもらわなくちゃならない。たまたま政府の税制調査会でも昨年来、土地部会というものを持っていたで、もうあらゆる、いまお話になりました点等を主体に討議が行なわれておるわけです。討議が行なわれておりますけれども、とにかく、土地の利用計画自体すら持っていないという形においては、税だけですべてを片づけるというわけにはまいらぬことは、もう当然のことだと思ふのであります。それで私といたしましては、非常にかつてでございますけれども、ひとつ何か都市計画法、再開発法をものにさしていただいで、そうしていまの土地利用計画を立て、その利用促進を促していくような税制措置を講じ、しかも、市街地調整区域、市街地調整区域の境界を異にするることによつて著しく個人の不当所得といふますか、そういう目にあまるようなことのないように、税制方策を講じてもらいたいというところは、強く税制調査会にもお願いをいたし、私はこの夏ごろまでは税制調査会でも、私どもの期待し得るような結論を持ち得るんじゃないか、こういうふうな期待いたしておるわけでございますけれども、しかしながら、それもやはり前提として都市計画法に基づいて土地利用計画というものをもち得なければ、なかなか税制調査会のほうにお荷物だけじゃあせるといふわけにはまいらぬのだらう、こういう状態に現在のところはあつたわけでございます。

○沢田政治君 いずれにしても、持っておくと得する、金の価値は下がりますけれども、土地を持っておれば得するといふところにやはり問題があると思ふのです。したがつて、持っておいて、価値は下がらぬけれども、上がることはない。上がつたとしても、やはり開発利益が何かのやつで、これは空閑地税になるか未利用地税になるか、いずれにしても売った場合でもほらもうけにはならぬというふうな制度というものは、私はやはり私権制限とか、税の問題としてとられなければ、これはやはり地価政策というものはよくは成立たぬと思ふんですね。そういう点は一応強調しただけにどうめしよう。

○国務大臣(保利茂吉) ただいまの点は、私はぜひそうやってもらわなければならぬと私も考えております。したがつて、単に沢田委員の御発言だけじゃなしに、それはそういうふうな結果をもたらすように努力も払つてまいらるつもりでございますから、その点は御了承いただいでおきたいと思ひます。

○沢田政治君 それでは、たとえば都市再開発法も、ある程度の私権の制限になるわけですね。しかし、権利移譲も非常にすなおにいかぬと思ふんです、ノーマルにはいかぬと思ふんです。いろいろな点で紆余曲折があると思ふんですね。案外何か期待したほどの効果があるかどうかともここまでは断言できないと思ふんですね。そこで、これはぼくの私見なんだけれども、思ひつきの私見でおそれるわけですが、一応政府がモデルをつくつてみたかどうかと思ふんです。たとえば民間の宅地を取り上げるとか、収用するとかじゃなしに、たとえば官公地を——これは地方公共団体も含めて持つておる土地というものがあつた。これはやはり役所もあるだらうし、学校もあるだらうし、国鉄の駅もあるだらうし、そういう土地を利用して、東京駅の八重洲口でもいいです、広場でもいいです——あそこは交通が不便になった、車が動けなくなるようにしちゃだめですよ。ああいうところを利用して、土地というのは高度に利用したならば、こんなにすばらしいものは高度に利用したならば、こんなすばらしい土地利用価値のあるものだという点を、やっぱり政府なり公共団体が率先執行して、こういうものだということを、ぼくはやつてみる必要があるんじゃないか。それが非常に呼び水になる、ということとは悪いけれども、ぼくはそうやらなければ、非常に何か私権を制限されるような、またこれは何というか、組合方式というふうなのは、不動産業者が入つてきてひともうけしよとか、いろいろ

な面も出てくると思ふし、たとえば三人、四人で一部屋借りておるものの権利をどうするか、たくさんいろいろな問題が出ておる。実際には協定を結んで暗黙裏に入つておるものも例外として出てくると思ふんですね。そういういろいろな権利がやはり錯綜するといふか、争いといふものはなきにしもあらずだと思ふから、なかなかこれは端緒をつくるには相当の時間がかかるような気がしますけれども、そういうことだから政府、公共団体が持つておる土地を利用して、そして高層な、何か四十何メートルという、ああいう高層なものをつくつてみるとか、そういうことを思ひ切つてやつてみたほうがいいんじゃないかと思ふんですけれども、これはどうですか、これは空想ですか。

○国務大臣(保利茂吉) 沢田さんの御提案は決して空想じゃないと思ふのでございます。私は就任いたしましたから、特に東京、大阪、大都市の住宅事情というものの話をだんだん聞いてみまして、びっくりいたしましたわけなんです。何とかとにかく都民といふますか、市民といふますか、手足を十分伸ばして休めるような状態にならないと、これだけの国になつてお恥ずかしいことじゃないかというところで、とりあえずとにかく住宅に予算をお願いいたしました、はなはだ微々たるもので申しわけないことですが、そういう結果になつておりますけれども、そこでいまお話のように、東京について申し上げますと、一体国有地でもって都内に利用し得る、そういう用途に利用し得る、住宅用地に利用し得るような余地がどのくらいあるものかということで、たいへん無理な注文をいただいたわけでございますけれども、これは残念ながらほとんどないやうな余地が、あまり期待するやうな余地がない。そこで、総理も予算委員会でございますが、本会議でございますか、申しておりますやうに、やはりその第一は、国や公共団体が、こういうふうな土地事情になつてまいりますという、よけいそれでございまして、とにかく公的保有地をある程度持つておるというこ

とが、すべての施策を円滑に進めていく上において非常に大事なことじゃないか。したがって、機会あるごとに今後はわずか残っている国有地の払い下げはしない、そうしてできるだけ公的保有地を機会あることに得ていきたいということは総理も言明いたしているように、そういうふうに私も心がけてまいりたいと思っているわけであります。

そこで、私は、先ほど石井さんにもちよつと申し上げたわけでございますけれども、このべらぼうな値段で売れる、だから大事な土地を放さない。そうして今度土地を放された結果、放した人が必ずしもしあわせであるかというところはなない。札びらになつていけばすぐ消えちまうわけでございますから、そういうときにはやはり持つていける方ができるだけ財産を大事に使われる、そうして高度に利用される、その所有關係はそのまゝとして利用していただくというように施策を考えていくべきじゃないだらうか。それで少なくともいまお話しになりましたように、いわゆる土地の常り買いで金もうけができるというようなことを考えられないように——そういう時代は私は過ぎていふと思うのでございます。もう今日の日本の状態を見まして、この都市並びに都市周辺の土地の売り買いで金もうけしようなどというようなことは、これはどうも少し心得が違ふ。心得が違つてもそのほうが得だということになればそうなりますから、それは得にはならないという施策がやはり必要になつてきているんじゃないだらうか。

先ほどお話の要點等は、どうしてもやつていたがかなければならぬというのは、そういう意味でございませう。その所有者が土地を手放さずしてたとえ、例えば畑を持つておられ、市街地になつた、住居地域に指定を受けている、それで住居としてアパートなり何なり建てられる、畑で農作物を収穫するよりもアパートを建てられて利用していただくことがその方の安定、しあわせのためにもなるんじゃないか。私はそんなことを言つたつて、アパートを建てる金があるはしないということでは

さいますから、それじゃ住宅金融公庫とか、そういうふうな資金を、公的資金を放出して、そうして相ともに利用ができるように相当力を入れてもらなければ、とてもいまのこの状態を改善してまいるといふことは不可能だ、かように考えております。御提案の点は、これはもうたいへんけっこうなことでございますから、十分内部で検討してみましょ。

○沢田政治君　ほくが地価の問題を言っているのは、もちろん建設行政もありますよ、これは建設行政の問題ばかりじゃなく、やはり将来の国の経済政策に非常に影響するわけですね、宅地ばかりじゃなく。たとえば工業用地でも、高ければそれだけ減価償却が高くなって、コストが高くなるでしょう。将来の国際競争力に対しても非常に、何というか、競争力は弱くなるわけですね。そういう面から私は非常にこの地価問題、地価政策というのは広範な意味を持っておると思うので、それと、いまほくは何といいますが、都市再開発ということ、民間の土地を高度に利用するというのも一つの方法だけれども、しかし、それが定着するまでに相当の時間がかかるじゃないか、抵抗もあるんじゃないか、こういう点を指摘したわけですね。したがって、政府なら政府が持つておる土地なり既存の建設物、それをさらに高度に利用するといふようなお手本を一回示したらどうかかと、そのほうが非常に促進の意味になるのじゃないかということ、ほくはひとつ軽い気持ちで提案したわけですが、どうですか。

○國務大臣（保利茂君） それは御提案でございますから、十分検討してみます。

○沢田政治君　非常に抽象的なことばかりお聞きするようで恐縮ですが、一応、非常に都市にどんな人口が集中してくる。過密状態になつてくる。だから新都市計画で、郊外にもどんどん何というか、伸びなくちゃならない。しかもこれは無秩序じゃいかぬ。計画的に伸びなくちゃいかぬ。あわせて既存の都市内部も、これは再開発しなければならぬ。理屈ではそうなるわけですけれど

も、それもほくは一つの方法だと思えますよ。ただ、これだけでいいのかという心配もあるわけですね。たとえば、何というか、そこに山があるから登るということばがありますけれども、人が集まるから、何か人の集まる所をつくらなくちゃならぬということでは、非常に対症的な療法だと思ふのですね、療法としてはね。だから、もう少し計画的に都市なら都市、東京、大阪なら大阪のみに人口が集中しないように、工場の再配置とか、官庁街の再配置とか、そういうふうに片一方においては集まっているものをやはり使用しなきゃならぬ。片方においては、あまり極端に人口が密集しないような施策というものをあわせ考えなければ、一つの政策としては意味がないと思うのですね。もう集まってきたんだから、何とかしなくちゃならぬということだけじゃいかぬと思うので、その点に対するお考え、いかがですか。

○国務大臣 保利茂彦）これはいまあなたのほうのお話のように、たとえ東北開発とか、北海道開発とか、九州開発とか、四国開発とか、中国開発とか、それぞれブロック開発法を持ち、開発計画を持って、かなり長いこと何してきておるが、ちつともそれがそういうふうになっていない。それは要するに狭い国土でございますから、この繁栄の国土が、できるだけバランスのとれた開発、発展が行なわれていくようにという願ひから、ああいう地域立法が行なわれて、地域開発立法というのが行なわれておるにもかかわらず、この三大都市圏に集中して、どんなに排除しても排除し切れない。つまり、これはどうも——まあイギリスでも産業革命があつてから何年でございますか、百年以上でございましょうが、それで今日まで、都市化現象に対しては長い経験と苦勞を重ねてきて、いまだにこれならばという——いまもやっておるんですよ、ですけども、なかなかむずかしい問題でありますように、日本でも、戦後わずか二十数年の間に、どこかのごさいますから、その間において、とにかく異常な経済成長というか、それが一つの産業革命だと思ふんですけれども、そういう急速な過程

で都市化現象を起こしている。そこで、ただ御承知のように、これはたいへんじやないか。東京都ということで、たとえば東京の問題を考えるにしても、東京都という問題では、もはや考えられないのじやないか。少なくとも首都圏という七、八県のブロック、個々のブロックの全体の調整をとらつて、東京都のあり方というものをきめていかなきゃいかぬじやないか。それには、どうしても東京都内にこれ以上工場を持ってきてもらつちゃ困る。ある工場も、できるだけ東京都内になくてもいい工場は、外へ出ていってもらいたい。もとは非常な教育環境であつた東京も、今日は教育環境もよろしくない。そういう教育施設等も、できるだけ教育の場にふさわしい環境のところに移ってもらいたいというようなことで、あるいは研究学園都市等の計画を持ち、あるいは関東においても十五・六カ所の工業都市を指定しましてそれぞれ、あるいはまた、大きくは新産都市あるいは工業整備地域というよりな、全国的にできるだけ均衡のある国土の開発をはかつていくために、そういうよりな——ところがなるほど新産都市あるいは工業開発地域にしまして、それ自体は、目的はそれはまだいま進行中でございますから、結論は申し上げられませんが、生産力それ自体は、新産都市なり工業整備地域において相当育つてきている。しかしながら、予定しておつた、それだけの生産が上があれば、それだけの人が行くであろうと予想しておつたところが、どうも少し当てが違ふ。それはだんだん合理化する、施設が近代化する、人をそれぞれ要しなくなる。むしろ大きな企業体を動かしていくために中枢管理といたしますか、そういう機構がむしろ東京とか大阪とか中心のところに行くことのほうが力が強いために、過度の集中状態を起こしてきている。これは一べんどどうしても全国——これが根本でございしますから、国土の全体計画というものをもう一べん見直してみなければいかぬじやないか。そうして総合開発計画というものを、国土の全体の総合開発計画というものを見直していただいて、それ

で関東はどうだ、東京首都圏はどうだ、中部圏はどうだ、近畿圏はどうだ、東北はどうだというように、それぞれの中位計画を全国上位計画に組み合わせて立てる。それで末端の東京都はどうする、横浜はどうする、というように、それに適応して全体の国土総合計画、この秋ごろには、その作業をいまだ経済企画庁で行なわれておるようでございます。この秋ごろまでは、その総合開発計画というものが一応決定、見直しをされるようでございます。それから、したがって今後の都市計画のありようというものを、それと適応するように一ぺん見直しをしていかなければならぬじゃないか。したがって、今回御審議をいたしております都市計画法でありますとか、都市再開発法とかというものは、その全体の総合国土開発計画の最新線計画としてやっていくという大体かまえて必要じゃないだらうか。そういうふうにしてもう一ぺんこれは全体の国土計画から見直していく時期に来ているのじゃないか。こういうふうに認識をいたしておる次第であります。

○沢田政治君　そうあるべきだと思ふのです。ところがどうもよく考えてみて、現実にはそうじゃなくその場当たり、場当たりのような印象を受けるわけですね。たとえば、今国会に出されておる各省の土地利用に関する法律ですね。各省からばらばら出されておられます。これは出されていとか悪いとか、これはここで論議するわけじゃないけれども、たとえば運輸省では臨海工業地帯整備法案ですか、それとまあ通産省からは工業立地適正化法案、農林省からは農業振興地域法案、さらには厚生省から大気汚染防止法案、ここのほうでは新都市計画法案ですか、再開発というように、非常に花盛りなわけですね。花盛りなのが悪いということじゃないけれども、こういう関連法規ですね、土地利用の。こういう関連法規との調整というものは、はたしてこれはついていますか。

たとえはき、これは都市計画法案が議題じゃありませんけれども、これは再開発計画と裏腹の問題

でありますから、私触れたいと思ふだけけれども、たとえば都市開発法案では、まあ市街化区域を設けると、まあ抑制区域というんですか、調整区域を設けると。そうすると片一方は今度は農業振興地域ですね、こういうものが出てくるわけだ。まあ常識的にぼくら考えてみたら、ほとんどの都市は農村と接点を持っていますね。そういう関係でダブる面がありはしないかと、こういうふうに考えられるわけですね。と同時に、たとえば常識的に考えてみても、市街化区域はいくとして、調整地域だね。調整地域というのは、これは何というか、たんぼであるかも知れませんね。畑であるかも知れませんね。ところがそこは住宅地域にもならぬ、市街化区域にもならぬ、農業地域にもならぬ、宙ふりんなわけだね、調整地域は。そうした場合、農業のいろいろな政策面の法的な保護ですね、そういうものは一体どうなるか。道路一本離れて片一方は市街化区域で、しかも非常に高く評価される。片一方は、これはもう何というか、同じ道路一本離れた土地が、これは調整地域だね。そうして農地でもなければ宅地でもないというふうな、こういう中間的なものは、これはどうなるのか。非常に農業団体等でも心配していますね。そういう面はどうなりますか。

○國務大臣(保利茂君)　まさに御指摘のとおりです。このクモの巣を張ったように地域立法が――これはお互いの責任もあるわけなんです、議員立法の面に属するものもかなりありますから。それでまあ地域立法というものは、とにかくもうこうなっているわけですね。これは一ぺんもう政府を待つまでもなく、国会の側においても、一ぺんこの地域立法というものは見直してみることがあるんじゃないかと思ふ。それに持ってきて、いまお話しのように農業どうだ、臨海工業どうだ、工業立地云々だというふうな、まあいずれも地域立法になるわけですね。で、工業立地適正化はまだどうするかということは、これは不確定でございます。各省間にいろいろ考えもあるようでございまして、なかなか意見の一致を見ることは困

難なような実情にあるようであります。私あまり魅力を感じておりません、もう正直申し上げまして。ただ問題は、農業地域振興法案というものは、これは私は都市計画法との二つが一番重要だと考えておる。したがってこの都市計画区域と農業振興区域、区域というものはほんとうに相接点である、お話しのとおりであります。で、これの調整というものは、これは農林大臣と建設大臣の非常に大きな責任事項になっている。日本の、さなきだに急を告げておりますこの農村の実情というものを、どういふふうな今後振興してまいるかという非常に大きな面がありますから、私は自分の直接の所管ではございせんけれども、都市計画法同様の強い関心を持っています。したがって、この都市計画法と農業振興地域法案というものは、非常に大事に扱って考えていかなければならぬ。お話しのごとく都市計画区域内の市街化区域と調整区域、この調整区域の現在農地というものは、これは農地法上の保護を受けてまいるわけでございますから、いつの日か市街化区域を拡張しなければならぬというふうな場合になったときに、市街化区域にまた新たな指定を受けますという、農地法上の取り扱いも変わってまいりますけれども、それまでの調整区域の間は、これはそこに、もう都市計画区域としては指定をす

けれども、当面、ここ当分は現状のまま利用していただくという、したがって農地であれば十分農地として利用されていくように、いろいろな農政上の保護というものは当然計画してまいるところでございます。市街化区域内にある農地、ここだけがいまの農地転用等について自由化をする、それでここを宅地に変更しようとしても、その農地転換の諸々の手続をとることなしに、宅地にどんどん直していくというふうなふうにするわけでございますから、当面その調整区域として残されるところに農政上の保護が受けられないという心配はございませぬ。それよりもむしろ市街化区域の中に相当優良農地があり、優良農業が経営されておる。そういうのをどうするのだということ

は、当座非常に注意を要するところだらう。そういう点については、これは農林省と相談をして抜いた方をきめていかなければいかぬじゃないか。こつちのほうはさして問題じゃないじゃないかと、いふ考え方をいたしております。

○沢田政治君　これで終わりますが、法案の内容見ておりませんが、きょうのところは、本格的な質問をするための予備質問ということで、これにとどめておきます。

○委員長(藤田進君)　他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日は、これにて散会いたします。

午後三時十八分散会

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律案

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律案

- 目次
- 第一章 総則(第一条―第五条)
 - 第二章 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理等(第六条―第二十条)
 - 第三章 急傾斜地崩壊危険区域に関する費用(第二十一条―第二十三条)
 - 第四章 雑則(第二十四条―第二十六条)
 - 第五章 罰則(第二十七条―第三十条)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩

壊を防止し、及びその崩壊に対しての警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、もつて民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「急傾斜地」とは、傾斜度が三十度以上である土地をいう。

2 この法律において「急傾斜地崩壊防止施設」とは、次条第一項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。

3 この法律において「急傾斜地崩壊防止工事」とは、急傾斜地崩壊防止施設の設置又は改造その他の次条第一項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を防止するための工事をいう。

(急傾斜地崩壊危険区域の指定)

第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、建設省令で定めるところにより、当該急傾斜地崩壊危険区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 急傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止は、前

項の公示によつてその効力を生ずる。

(調査)

第四条 前条第一項の指定は、必要に応じ、当該指定に係る土地に関し、地形、地質、降水等の状況に関する現地調査をして行なうものとする。

(調査のための立入り)

第五条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の調査のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 都道府県は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合にお

いては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

第二章 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理

(標識の設置)

第六条 都道府県は、急傾斜地崩壊危険区域の指定があつたときは、建設省令で定めるところにより、当該急傾斜地崩壊危険区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

(行為の制限)

第七条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん流を助長する行為

二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造

三 のり切、切土、掘き又は盛土

四 立木竹の伐採

五 木竹の滑下又は地引による搬出

六 土石の採取又は集積

七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為

で政令で定めるもの

2 都道府県知事は、前項の許可に、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な条件を附することができる。

3 急傾斜地崩壊危険区域の指定の際当該急傾斜地崩壊危険区域内においてすでに第一項各号に掲げる行為（非常災害のために必要な応急措置として行なう行為及び同項ただし書に規定する政令で定めるその他の行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 国又は地方公共団体が第一項の許可を受けなければならない行為（以下「制限行為」という。）をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもつて足りる。

(監督処分)

第八条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、前条第一項の許可を取り消し、若しくは同項の許可に附した条件を変更し、又は制限行為の中止その他の制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

一 前条第一項の規定に違反した者

二 前条第一項の許可に附した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により前条第一項の許可を受けた者

2 都道府県知事は、前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくてその措置をとることを命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらなければ、都道府県知事又はその命じた者若しくは

委任した者がその措置を行なうべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(土地の保全等)

第九条 急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、その土地の維持管理については、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

2 急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者は、当該急傾斜地の崩壊による被害を排除し、又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要がある場合においては、当該急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者又は占有者、その土地内において制限行為を行なつた者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者等に対し、急傾斜地崩壊防止工事の施行、被害を受けるおそれが著しいと認められる家屋の移転その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第十条 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地において制限行為(当該急傾斜地崩壊危険区域の指定前に行なわれた行為又はその指定の際すでに着手している行為であつて、その行為が当該指定後に行なわれたとしたならば制限行為に該当する行為となるべきものを含む。以下同じ。)が行なわれ、かつ、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な急傾斜地崩壊防止工事が必要でないか又はきわめて不完全であることのために、これを放置するときは、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合においては、その著しいおそれを除去するために必要であり、かつ、土地の利用状況、当該制限行為が行なわれるに至つた事情等からみて相当である

と認められる限度において、当該制限行為を行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に対し、相当の猶予期限をつけて、急傾斜地崩壊防止工事の施行を命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、制限行為の行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者以外の者の行為によつて同項に規定する急傾斜地の崩壊の著しいおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者に同項の工事の全部又は一部を行なわせることが相当であると認められ、かつ、これを行なわせることについて当該制限行為が行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部の施行を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第八条第一項各号に掲げる者に対しては、適用しない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により急傾斜地崩壊防止工事の施行を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該工事の施行を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。

5 第八条第二項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(立入検査)

第十一条 都道府県知事は、その命じた者若しくは委任した者は、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行なうために必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地における急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為の状況を検査することができる。

2 第五条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(都道府県知事の急傾斜地崩壊防止工事)

第十二条 都道府県知事は、急傾斜地崩壊防止工事の

うち、制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な工事以外の工事、当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不適当と認められるものを施行するものとする。

2 前項の規定は、砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定された土地、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により指定された保安林若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域若しくは同法第四条第一項の規定により指定された山崩壊防止区域については、適用しない。

3 都道府県知事は、漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第二条に規定する漁港の区域(水域を除く)内、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項に規定する港灣隣接地域内又は海岸法(昭和三十一年法律第一〇一號)第三条第一項に規定する海岸保全区域内において第一項の規定による急傾斜地崩壊防止工事(以下「都道府県営工事」という。)を施行しようとするときは、あらかじめ、漁港管理者、港灣管理者又は海岸管理者に協議しなければならない。ただし、港灣法第三十七条第一項及び第三項又は海岸法第三十条第二項の規定により港灣管理者の長又は海岸管理者に協議しなければならない場合においては、この限りでない。

(都道府県以外の者の施行する工事)

第十三条 国又は地方公共団体以外の者が急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体は、急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その

の旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(急傾斜地崩壊防止工事の施行の基準)

第十四条 急傾斜地崩壊防止工事は、急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊の原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。

2 急傾斜地崩壊防止工事は、政令で定める技術的基準に従い、施行しなければならない。

(適用の除外)

第十五条 前二条の規定は、急傾斜地崩壊防止工事が砂防法による砂防工事、森林法による保安施設事業に係る工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくは山崩壊防止工事である場合における当該急傾斜地崩壊防止工事については、適用しない。

(附帯工事の施行)

第十六条 都道府県知事は、都道府県営工事により必要を生じた急傾斜地崩壊防止工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都道府県営工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該都道府県営工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事(河川法(昭和三十一年法律第六十七号)が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ。)又は道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。以下同じ。)に関する工事であるときは、当該地の工事の施行については、同項の規定は、適用しない。

(土地の立入り等)

第十七条 都道府県知事は、その命じた者若しくは委任した者は、都道府県営工事のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 第五条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。

(急傾斜地崩壊防止工事に伴う損失の補償)

第十八条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、都道府県営工事を施行したことに伴い、当該都道府県営工事を施行した土地に面する土地について、道路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、都道府県は、これらの工事をすることを必要とする者(以下この条において「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、都道府県又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、都道府県が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、都道府県営工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(災害危険区域の指定)

第十九条 都道府県(建築主事を置く市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域については、当該市町村)は、急傾斜地崩壊危険区域の指定があつたときは、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三十九条第一項の規定により災害危険区域として指定するものとする。

(警戒避難体制の整備)

第二十条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長)は、急傾斜地崩壊危険区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による市町村地域防災計画をいう。)において、当該急傾斜地崩壊危険区域ごとに、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第三章 急傾斜地崩壊危険区域に関する費用

第三十一条 都道府県営工事に要する費用の補助(都道府県営工事に要する費用の補助)

第二十一条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県営工事に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

(附帯工事に要する費用)

第二十二条 都道府県営工事に必要を生じた他の工事又は都道府県営工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第七条第一項の許可に附した条件に特別の定めがある場合及び同条第四項の協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、都道府県がその全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事又は道路に関する工事であるときは、当該他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。

(受益者負担金)

第二十三条 都道府県は、都道府県営工事に著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該都道府県営工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、都道府県の条例で定める。

第四章 雑則

(家屋の移転等に対する住宅金融公庫の資金の貸付け)

第二十四条 第九条第三項又は第十条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は命令を受けた者に対する資金の貸付けについては、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の定めるところによる。

(国有地の無償貸付け等)

第二十五条 普通財産である国有地は、都道府県営工事に設置する急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二条又は第二十八条の規定にかかわらず、当該都道府県に無償で貸付け、又は譲与することができる。

(報告の徴収)

第二十六条 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該土地において急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為を行ない、若しくは行なつた者に対し、この法律の施行に必要の報告を求めることができる。

第五章 罰則

第二十七条 第八条第一項の規定により都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第五条第七項(第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第七条第一項の規定に違反した者

三 第十条第一項又は第二項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

四 第十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破損した者

二 第七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十三年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第四条第五項中「第八号から」の下に「第九号の二までに規定する事務、同条第九号の三に規定する事務(災害危険区域の指定に関する事務を除く。)、同条第十号から」を加え、同条第七項中「監督に関するもの」の下に「同条第九号の三に規定する事務のうち災害危険区域の指定に関する事務」を加える。

第四条の二第四項中「同条第十四号」を「同条第九号の三に規定する事務(災害危険区域の指定に関する事務を除く。)、同条第十四号」に、「に」に関するものを「並びに同条第九号の三に規定する事務(災害危険区域の指定に関する事務を除く。)」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

3 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十七条第七項中「承認を得た関連事業計画」の下に「又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十二年法律第 号)第九條第三項の規定による勧告」を、「公表の日」の下に「又は当該勧告の日」を加え、「地すべり関連住宅」を「地すべり等関連住宅」に改め、同条第八項中「又は第十六條第一項若しくは第二項」を「若しくは第十六條第一項若しくは第二項又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第九條第三項若しくは第十條第一項若しくは第二項」に改める。

第十七条第十一項、第二十一條第五項、第二十一條第三項、第二十三條第一項、第二十四條第二項、第三十四條第二項及び第三十五條第三項中「地すべり関連住宅」を「地すべり等関連住宅」に改める。

(土地収用法の一部改正)

4 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三條第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 都道府県が設置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十二年法律第 号)による急傾斜地崩壊防止施設

(北海道防犯住宅建設等促進法の一部改正)

5 北海道防犯住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八條の二第一項及び第二項中「地すべり関連住宅」を「地すべり等関連住宅」に改める。

(海岸法の一部改正)

6 海岸法の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「又は地すべり防止工事」を「地すべり防止工事」に、「であるときは」を「又は急傾斜地崩壊防止工事(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十三年法律第 号)による急傾斜地崩壊防止工事

をいう。以下同じ。)であるときは」に、「又は地すべり等防止法第十五條第一項」を、「地すべり等防止法第十五條第一項又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第十六條第一項」に改める。

第三十一條第二項中「又は地すべり防止工事」を「地すべり防止工事又は急傾斜地崩壊防止工事」に、「又は地すべり等防止法第三十五條第一項及び第三項」を「地すべり等防止法第三十五條第一項及び第三項又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二十二條第一項」に改める。

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、特別不動産鑑定士及び同鑑定士補試験の特例に関する請願(第三一〇三号)

一、都市再開発法案の一部修正に関する請願(第三二二二号)

第三二〇三号 昭和四十三年三月十九日受理

特別不動産鑑定士及び同鑑定士補試験の特例に関する請願

請願者 広島市宇品町五〇八 末永正生外 四十六名

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第三二二二号 昭和四十三年三月二十一日受理

都市再開発法案の一部修正に関する請願(五通)

請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷二ノ二 飯田 清太外四名

紹介議員 安井 謙君

都市再開発法案の一部を左記のとおり修正された。

一、第一章総則第二條(定義)十三、借家権の内に「一部借家権」を新たに追加すること。

二、第四條(白)の内「容積、建築面積、高さ、配列、防災機能を備えた健全な高度利用形態となるように定めること」と修正すること。

三、第四條に防災建設事項を入れること。

四、第二條設立第十一條(認可)「所有権又は借地権」とあるを「所有権、借地権又は借家権一部借家権」と改めること。第十七條の書き方を改めること。第三條第二十條(組合員)組合員の資格が宅地の所有権又は借地権となつてゐるのを改め、借家権及び一部借家権を入れること。

五、第三條第二十一條(参加組合員)「不動産賃貸業者、商店街振興組合その他政令で」とあるを「不動産賃貸業者、商店街振興組合、商店街振興組合、都市開発促進の地元団体」その他政令で」と改めること。

六、第三十四條(総会の部会) 本条は必要でない。

七、第四十一條(賦課金等の滞納処分)があつて賦課金等の積立共済制度がないからこの制度を加えること。

八、第六十一條(二)の「三日前までに」を「十日前までに」と改めること。

九、第七十三條(二)を、施行地区内に宅地、借地権又は権原に基づき建築物を有し、「あるいは住居するもので」と改めること。

十、第六章監督等第二百六十六條(組合に対する監督)②の「総組合員の十分の一」とあるを「二分の一以上の同意」と改めること。

さらに、左記一項目を加えること。

一、学識経験者、関係団体と地元民の参加構成した地域別の都市防災再開発マスタープランの樹立を促進すること。

昭和四十三年四月十日印刷

昭和四十三年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局